

都市計画税の用途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
1 款 町税	5 項 都市計 画税	1 目 都市計 画税	現年課税分	306,304
			滞納繰越分	2,595
計				308,899

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税 充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
8 款 土木費	4 項 都市計 画費	1 目 都市計 画総務 費	都市計画総務一般事務費	1,392			1,392	0
			都市整備課職員人件費	19,566	103	510	18,953	5,834
			都市整備課（事業費支弁）職員人件費	16,632			16,632	16,632
		3 目 下水道 費	下水道事業費	281,601			281,601	271,707
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	63,088	7,473		55,615	17,006
1 2 款 公債費	1 項 公債費	1 目 元金	町債償還元金 （都市計画事業に係る 償還元金）	2,766			2,766	2,766
		2 目 利子	町債等償還利子 （都市計画事業に係る 償還利子）	106			106	106
計				385,151	7,576	510	377,065	314,051